

電気供給業を行う法人の事業税は「収入金額課税」となります

収入金額課税について

法人事業税の課税標準は、電気供給業等以外の事業（所得金額課税事業）にあつては「所得金額」、電気供給業等にあつては「収入金額」とされています。

このため、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施などにより電気供給を開始した場合は、電気の供給を始めた事業年度から電気供給業に該当し、法人事業税は、各事業年度の収入金額（※）を課税標準とした収入割にて申告していただくこととなります。（地方税法72条の12第1項第2号）

なお、現に電気を供給しているという実態があれば、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。（地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）3章4の9の2）

$$\text{収入金額※（課税標準）} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

・詳細については裏面を参照してください。

税額計算について

| 税区分 | 課税標準 | 税率 | 計算方法 |
|---------|-----------|-------------|---------------------|
| 法人事業税 | 収入金額※ | 1.0% (0.9%) | 課税標準×税率＝法人事業税収入割額 |
| 地方法人特別税 | 法人事業税収入割額 | -(43.2%) | 課税標準×税率＝地方法人特別税収入割額 |
| 特別法人事業税 | 法人事業税収入割額 | 30.0% (-) | 課税標準×税率＝特別法人事業税収入割額 |

※ 上記括弧内の税率は、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率です。

なお、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税に代わり特別法人事業税が適用されます。

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合

| | | |
|-----------|---|---|
| 原則 | 電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）のそれぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準及び税額を算定してください。 | ①電気供給業 → 収入割 ②その他の事業 → 所得割（及び付加価値割、資本割） ・上記①と②の合算額により申告してください。 |
| 例外 | 主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の 軽微なもの である場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により課税標準及び税額を算定することができます。 | ・左記の“ 軽微なもの ”の判定は、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しえないものとされています。 |

申告書に添付する書類

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付が必要となります。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6） | ④ 収入金額算定の基礎資料（雑収入内訳等） |
| ② 貸借対照表及び損益計算書 | ⑤ 所得金額課税を併せて行う場合 |
| ③ 法人税申告書別表4の写し | → 区分計算書（県HP参照） など |

—お問い合わせ先—
山梨県総合県税事務所 事業税課法人担当
TEL：055-261-9116

－ 収入金課税に係る Q & A －

Q 1 課税標準となる収入金額とは？

A 1 原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。具体的な計算としては、①収入すべき金額の総額から②控除すべき金額を差し引いた金額が課税標準となる収入金額となります。

Q 2 ①収入すべき金額の総額とは？

A 2 各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入となります。

なお、収入への計上の際、料金と併せて収入する消費税の金額は、収入金額に含めませんので、ご注意ください。

ただし、このうち、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

Q 3 ②控除すべき金額とは？

A 3 次の収入金額等となります。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金

Q 4 電気供給業とその他の事業との区分計算を行う場合において、電気供給業とその他の事業に共通する収入金額又は経費があるときはどうなりますか？

A 4 電気供給業とその他の事業の両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額など最も妥当と認められる基準によってあん分してください。

参考例として、区分計算書の参考様式を山梨県総合県税事務所のホームページに掲載していますのでご活用ください。

Q 5 まだ電気供給を開始していない場合の事業年度の課税はどうなりますか？

A 5 現に電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割（資本金1億円以上の法人については、付加価値割及び資本割を含む）により申告してください。

Q 6 中間（予定）申告は必要ですか？

A 6 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える普通法人は、法人事業税については、必ず中間申告納付（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をすることとなっています。